

特養における預り金の 取り扱いについて等

社会福祉法人栄和会
常務理事・総合施設長
瀬戸雅嗣（社会福祉士）

社会福祉法人 栄和会

- ケアハウスやすらぎ（特定施設入居者生活介護）
- 特養厚別栄和荘
- 老健あつべつ
- 特養ひらおか梅花実
- 特養あつべつ南5丁目
- 特養おとべ荘※乙部町指定管理
- 通所介護（一般型、認知症型、総合事業） 5カ所
- 訪問リハビリ（予防）
- 通所リハビリ（予防）
- 居宅介護支援事業 4カ所
- 訪問介護
- 厚別区第1・第2地域包括支援センター（介護予防居宅介護支援事業）※札幌市委託事業
- 介護予防センター厚別西東※札幌市委託事業

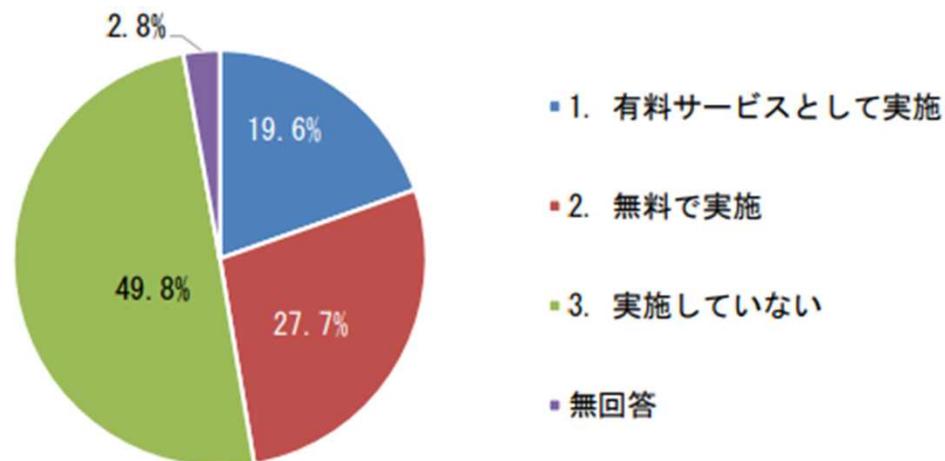
社会福祉法人 栄和会

- 札幌市厚別区厚別町山本 7 5 0 - 6
- 札幌市清田区平岡 3 条 3 丁目 1 - 8
- 札幌市厚別区厚別南 5 丁目 1 - 1 0
- 北海道爾志郡乙部町（桧山管内）
- 入所定員（短期含む） 5 0 4 人
- 通所定員 1 6 2 人
- 職員総数 4 6 0 人

特養での管理状況

第10回全国老人ホーム基礎調査 全国老人福祉施設協議会
令和4年4月1日現在 令和3年度実績

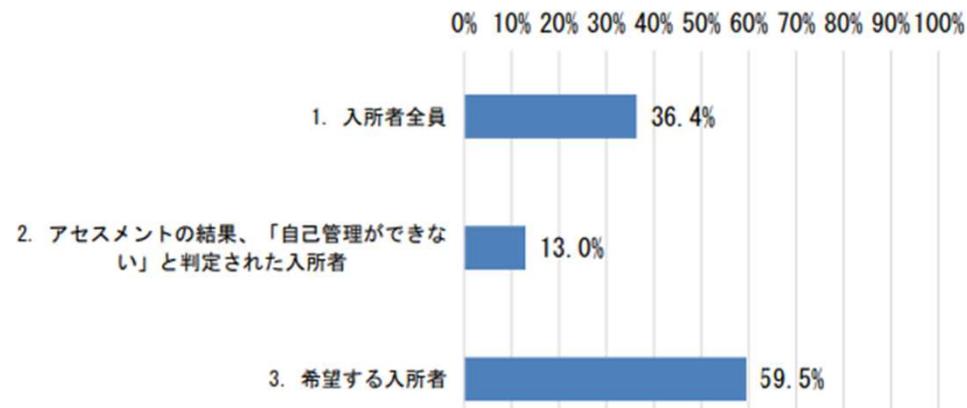
- 1) 入所者の手持ち現金の管理（問69）「3. 実施していない」の割合が最も高く、49.8%となっている。次いで、「2. 無料で実施（27.7%）」、「1. 有料サービスとして実施（19.6%）」となっている。



- 2) 入所者の手持ち現金の管理対象者（問 69-1）「3. 希望する入所者」の割合が最も高く、59.5%となっている。次いで、「1. 入所者全員（36.4%）」、「2. アセスメントの結果、「自己管理ができない」と判定された入所者（13.0%）」となっている。

図 120 入所者の手持ち現金の管理対象者（2022 年 4 月 1 日現在）

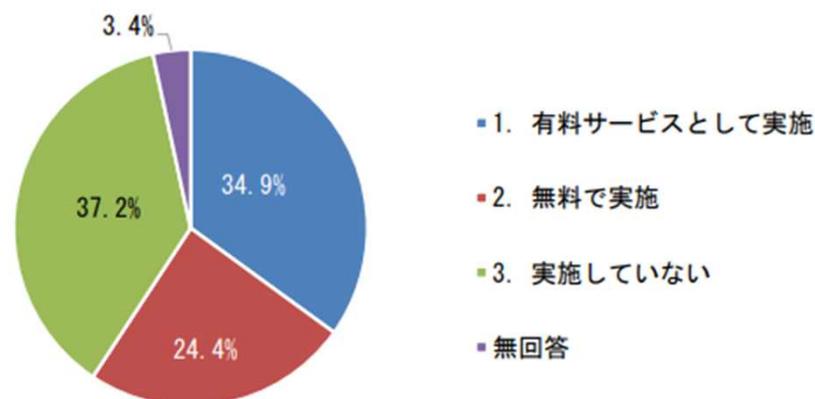
n=718 (MA)



- 3) 入所者の預金通帳や証書等の管理 (問 70) 「3. 実施していない」の割合が最も高く、37.2%となっている。次いで、「1. 有料サービスとして実施 (34.9%)」、「2. 無料で実施 (24.4%)」となっている。

図 121 入所者の預金通帳や証書等の管理 (2022 年 4 月 1 日現在)

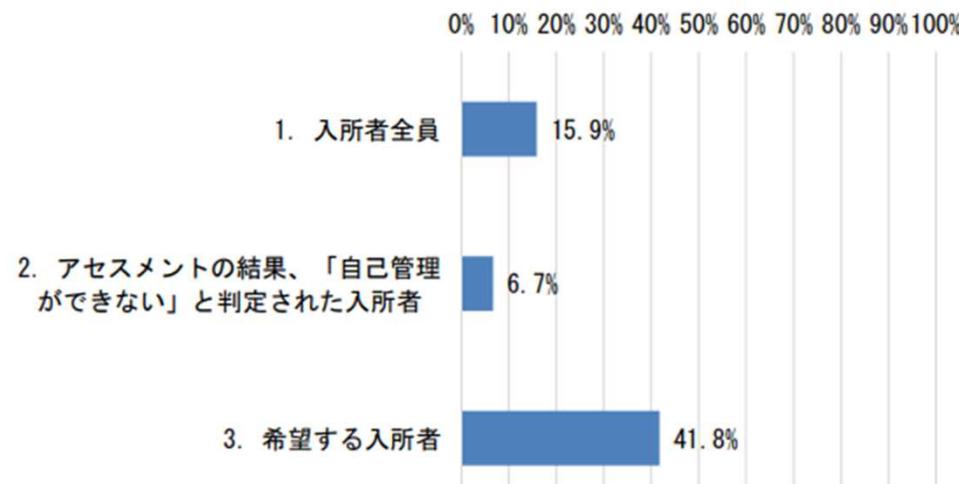
n=1,517 (SA)



- 4) 入所者の預金通帳や証書等の管理対象（問 70-1） 「3. 希望する入所者」の割合が最も高く、41.8%となっている。次いで、「1. 入所者 全員（15.9%）」、「2. アセスメントの結果、「自己管理ができない」と判定された入所者（6.7%）」となっている。

図 122 入所者の預金通帳や証書等の管理（2022 年 4 月 1 日現在）

n=1,517 (MA)



当法人の状況

- 少額の預り金に関しては要綱を定めて実施
- 通帳等は原則預からない（一部、身寄りのない人の場合は保管している）
- 預り金の同意書を得て運用する場合は、月1,500円の料金を頂いている（日割りの場合は50円/日）が、無料で実施している施設もある。
- 施設によってほぼ全員が預けている場合と3割程度しか預けていない場合がある
- 札幌市による運営指導では指摘を受けたことはない

当法人特養の預り金規程

- 当法人では各施設において「入居者預り金取扱要綱」を定めて運用している
- ※別紙 1 に沿って説明

成年後見制度についての事例①

- 虐待（身体的、経済的、精神的）による権利侵害を受けての入居した方（認知症）入居時対応を振り返ると、代理権を持つ後見人の力（契約行為）で生活の再構築が出来ている
- しかしその方が特養での生活が安定し、全ての場面において法律行為が出来ない状況ではないように感じる。実際に後見人である社会福祉士は状況に応じ本人に確認しながら本人の意志を尊重した身上監護を実施しているように思われる。

成年後見制度についての事例②

- 終末期の希望について、本人に確認せずに後見人の判断で決定したことがあった。本人に確認していないことが明らかなので後見人に対し、本人に確認することを勧めたが拒否された

成年後見制度についての事例③

- 後見人が本人と一度も面会しないケースがある。意思疎通が難しい人でも定期的な状態確認を本人に会ってすべきではないかと思う。金銭管理だけで後見活動と言えないのではないか
- その後見人は家族とも連絡を取っておらず、家族に対して後見人の意見を施設側が伝えることがあり、家族に判断理由を聞かれても困っている

成年後見制度について

- 施設では後見程度の判断能力の入居者であっても、身元引受人等の家族がいれば、現状として困難性は感じていない
- 入居時は家族等がいてもその家族がいなくなったとき（死亡等）、医療機関との契約や支払いをしてくれる人がいないということになってしまうと成年後見制度の活用が必要になる※現在、市長申し立てで申請中のケースあり
- 成年後見人をしていると医療機関から医療行為の同意を求められることが多く、困惑している
- 被後見人の死亡時の対応が後見人によってまちまちで困惑している